

# 多治見市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

多治見市



# 目次

はじめに	1
------	---

## I 総論

<b>第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針</b>	<b>2</b>
1. 目指すべき姿	2
2. 対策の基本的な考え方	3
3. 対策推進のための役割分担	4
4. 感染症危機における有事のシナリオ	7
5. 主な対策項目	8
6. 複数の対策項目に共通する横断的な視点	8
7. 実効性の確保	9
8. 留意事項	10
<b>第2節 市対策本部の組織</b>	<b>11</b>

## II 各論

<b>各対策項目の考え方及び取組み</b>	<b>15</b>
1. 実施体制	15
2. 情報収集・分析	17
3. サーベイランス	17
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
5. 水際対策	20
6. まん延防止	20
7. ワクチン	22
8. 医療	29
9. 治療薬・治療法	29
10. 検査	29
11. 保健	30
12. 物資	31
13. 市民生活及び地域経済の安定の確保	32

\* 各論の「情報収集・分析」「サーベイランス」「水際対策」「まん延防止」「医療」「治療薬・治療法」「検査」については、「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」より、抜粋して記載

【資料】	34
【用語集】	35

# はじめに

## 改定の目的

2020年(令和2年)2月に県内で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることになった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事態に対し、さまざまな取組が進められてきた。

今般の多治見市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、こうした新型コロナ対応における経験を踏まえ、新たな感染症危機に対応できる社会を目指すものであり、今後、この新たな市行動計画に基づき、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

## 改定の概要

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(2012年(平成24年)法律第31号。以下「特措法」という。)第7条第1項の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)と岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)に基づき策定するものであり、また、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

特措法に基づき、本市は2014年(平成26年)7月に市行動計画を策定したが、今般の新型コロナ対応における経験やその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえ、策定して以来初めてとなる抜本改正を行う。

### 【改正のポイント】 \*県行動計画より

- ① 対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナに限らず幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを大きく、準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取組みを充実させる。
- ② 対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充するほか、感染が長期化する可能性も踏まえ、数次にわたる感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及等に応じ、対策を機動的に切り替えていくことを明確化する。
- ③ 人材育成、国、市町村、関係団体、市民等との連携・協力、DXの推進といった、複数の対策項目に共通する横断的な視点から、どのような取組みが求められるか整理する。
- ④ 実効性を確保するため、計画の実施状況のフォローアップや定期的な見直しを行うとともに、医療機関を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

# I 総論

## 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1. 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

今回の市行動計画の改定では、感染拡大の抑制と市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化の2つを主な目的として、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現」を目指す。

目標1: 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

目標2: 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。



感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、  
感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現

## 2. 対策の基本的な考え方

---

### (1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、市行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

### (2) 対策の基本的な考え方

市行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

その上で、科学的知見を踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、社会インフラの状況、医療提供体制等を考慮しつつ、各種対策を効果的に組み合わせ、全体のバランスを図るとともに、その時々状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国・県・市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 3. 対策推進のための役割分担

#### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国はこうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により、新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### (2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

##### ① 県

県は、特措法及び感染症法、岐阜県感染症対策基本条例に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結するほか、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結する等、医療提供体制や検査実施体制を構築し、また、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。感染症有事の際には、こうして構築した体制に迅速に移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組みにおいては、県は保健所設置市である岐阜市、感染症指定医療機関等で構成される感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度、国に報告し、進捗確認を行う。

また、感染症対策の実施にあたっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得ることが重要である。そのため、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組むものとする。

さらには、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるほか、市町村との緊密な連携を図るとともに、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力するものとする。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## ② 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受けて（状況によっては、それ以前に）、市長を本部長とする「多治見市新型インフルエンザ等対策本部」を速やかに設置するとともに、国や県の基本的対処方針及び本計画に基づいて、発生段階に応じた迅速な対策を実施する。

## ③ 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行い、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

## ④ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める（特措法第4条第3項）。

## ⑤ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場等における感染症対策等を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## ⑥ 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人市民等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

### 特措法第4条（事業者及び国民の責務）

事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

#### 4. 感染症危機における有事のシナリオ

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

##### (1) 準備期：(発生前の段階)

地域における医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発、県・市・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

**(2) 初動期：A**(国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、県より提供される、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報を提供し、関係者間で共有する。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

##### (3) 対応期：B(県内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期)

県対策本部の設置後、県から提供される、県内の発生当初の病原性・感染性等に関する情報が限られる場合には、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ、市内での感染拡大をできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

その後も、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止等の見直しを行う。

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、「多治見市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。(特措法第34条第1項)

##### (4) 対応期：C-1(県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期)

感染の封じ込めが困難な場合は、県から提供される、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、対策を講じることを検討する。

国・県・事業者等と連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行い、状況に応じて臨機応変に対処していく。また、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。

##### (5) 対応期：C-2(その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期)

検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

市対策本部会議を適宜開催し、情報の共有を図るとともに、各対策の実施について協議・調整を行う。

ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しておく。

##### (6) 対応期：D(流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するため、市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

## 5. 主な対策項目

---

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目標である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1 実施体制                 | 8 医療                |
| 2 情報収集・分析              | 9 治療薬・治療法           |
| 3 サーベイランス              | 10 検査               |
| 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 11 保健               |
| 5 水際対策                 | 12 物資               |
| 6 まん延防止                | 13 市民生活及び地域経済の安定の確保 |
| 7 ワクチン                 |                     |

## 6. 複数の対策項目に共通する横断的な視点

---

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点について考慮する。

### 1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるため、県の実施する訓練や研修会に積極的に参加し、平時から新型インフルエンザ等へ備える。

### 2) 国、県、他の市町村、関係団体、市民等との連携・協力

新型インフルエンザ等の対応にあたっては、国、県、他の市町村、関係団体、市民等の役割を相互に確認し、緊密に連携・協力することが極めて重要である。

市は、住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待される。そして、感染拡大を抑えるため個人レベルでの対策を実施するとともに、平時から県、関係団体、生活や経済の関わりの強い近隣市等との連携協力体制を整えておくことが不可欠である。

### 3) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

新型インフルエンザ等の発生状況等の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力の向上を目指し DX を推進していく。

## 7. 実効性の確保

---

### (1) EBPM (Evidence-Based Policy-Making) の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを収集・分析し、活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予測できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要である。

市や市民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取組まれるよう働きかけを行う。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

県行動計画の改定に合わせて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、必要な検討を行い、その結果に基づき市行動計画の見直しを行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に、市行動計画等の見直しを行う。

市の行動計画の見直しにあたり、県との連携を深める観点から、県より行動計画の充実に資する情報の提供を受ける。

## 8. 留意事項

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、第5条の規定により、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### (3) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、市は県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

なお、複数の災害がほぼ同時的に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

### (4) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表する。

### (5) SDGs(「イティージーズ」)等、持続可能な地域づくりの理念を踏まえた計画の推進

行動計画は、2015年(平成27年)9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念とも一致するものであり、本計画の着実な実行を通して、持続可能な地域社会づくりに貢献していく。



## 第2節 市対策本部の組織

### (1) 多治見市新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生し、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされた場合は、市は、特措法に基づいて直ちに多治見市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

また、緊急事態宣言がなされていない場合でも、市長が必要と判断した場合は、対策本部を設置する（この場合、法律に基づかない任意の設置となる）。

### (2) 対策本部の組織

対策本部の組織は、多治見市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 3 号）に定めるところによる。

#### 【 編成 】

対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員 (各部長)	教育長、企画部長、危機管理監、総務部長、市民福祉部長、こども健康部長、 経済部長、環境文化部長、都市計画部長、建設水道部長、 参与（上下水道事業担当）、議会事務局長、副教育長、消防長 ※本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させ、当該出席者に意見を 求めることができる。

  

対策連絡調整会議	
議長	こども健康部長
委員	人事課長、企画政策課長、総務課長、福祉課長、高齢福祉課長、 保険年金課長、こども家庭課長、保育幼稚園課長、保健センター所長、 商工観光課長、環境課長、都市政策課長、財政課長、秘書広報課長 道路河川課長、上下水道総務課長、 教育総務課長、教育推進課長、消防総務課長

  

各部・各班	
-------	--

## 【 任務分担等 】

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

### ① 新型インフルエンザ等対策本部長

新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

### ② 新型インフルエンザ等対策副本部長

新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

### ③ 新型インフルエンザ等対策本部員

新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

### ④ 対策本部会議

ア：対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

イ：本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部会議を招集する者とする。

ウ：本部長は、本部会議を管理運営する。

エ：副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

オ：本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させ、当該出席者に意見を求めることができる。

### ⑤ 対策連絡調整会議

ア：対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）は、議長及び委員をもって組織する。

イ：議長は、必要に応じて委員を招集し、調整会議を開く。

ウ：議長は、調整会議を管理運営する。

エ：議長が必要と認めるときは、調整会議に委員以外の者を出席させることができる。

### ⑥ 部

ア：本部長は、対策本部に部を置くことができる。

イ：部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

ウ：部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

エ：部長は、部の事務を掌理する。

オ：部の任務分担は、別表のとおりとする。

別表：対策本部 各部の任務分担

部	任務分担
企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。</li> <li>3 各部間の総合調整及び統制に関すること。</li> <li>4 市民に対する情報提供及び啓発に関すること。</li> <li>5 市役所業務及び事業の継続ならびに見直しに関すること。</li> <li>6 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>7 関連情報の広報に関すること。</li> <li>8 本部長・副本部長の秘書に関すること。</li> <li>9 防災行政無線による広報に関すること。</li> <li>10 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の健康管理、感染予防に関すること。</li> <li>2 活動人員に対する食料や飲料水等の提供に関すること。</li> <li>3 職員の派遣要請等に関すること。</li> <li>4 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。</li> <li>5 車両の調達等、本部機能維持のために必要な資機材に関すること。</li> <li>6 所管施設における感染及び感染拡大防止に関すること。</li> </ol>
市民福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要援護者に対する支援に関すること。</li> <li>2 社会福祉施設における感染予防対策に関すること。</li> <li>3 所管施設における感染及び感染拡大防止に関すること。</li> </ol>
こども健康部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策連絡調整会議の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。</li> <li>3 新型インフルエンザに関する実務的対策全般の推進に関すること。</li> <li>4 新型インフルエンザに関する医学的な情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 市民に対する情報提供及び啓発に関すること。</li> <li>6 市民からの相談等の対応に関すること。</li> <li>7 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。</li> <li>8 必要な医薬品・医療資機材などの調達に関すること。</li> <li>9 感染症に関する法令等の運用に関すること。</li> <li>10 国、県、他市町村等との連絡調整に関すること。</li> <li>11 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>12 市民病院内における感染及び感染拡大防止に関すること。</li> <li>13 発熱外来に関すること。</li> <li>14 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。</li> <li>15 新型インフルエンザワクチンの接種（特定接種、住民接種）に関すること。</li> <li>16 医療従事者の感染予防対策に関すること。</li> <li>17 抗インフルエンザウイルス薬に関すること。</li> <li>18 幼稚園及び保育園等の福祉施設における感染及び感染拡大防止に関すること。</li> <li>19 子ども及び保護者に対する啓発に関すること。</li> <li>20 所管施設における感染及び感染拡大防止に関すること。</li> </ol>

経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 電力・ガス等ライフライン関係企業との連絡調整に関する事。</li> <li>2 商工業施設等との連絡および調整に関する事。</li> <li>3 観光施設における感染予防対策に関する事</li> <li>4 所管施設における感染及び感染拡大防止に関する事。</li> </ul>
環境文化部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 遺体の埋火葬に関する事。</li> <li>2 焼却場・最終処分場の機能維持に関する事。</li> <li>3 文化・スポーツ関係行事の調整、自粛等に関する事。</li> <li>4 自治組織との連絡調整に関する事。</li> <li>5 所管施設における感染及び感染拡大に関する事。</li> </ul>
都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共交通機関における感染及び感染拡大に関する事。</li> <li>2 公共交通機関関係者との連絡調整に関する事。</li> <li>3 市営住宅における感染予防対策に関する事。</li> </ul>
建設水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水道事業及び下水道事業の要員の確保及び水道の安定供給に関する事。</li> <li>2 所管施設における感染及び感染拡大防止に関する事。</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 小・中学校における感染及び感染拡大防止に関する事。</li> <li>2 児童、生徒及び保護者に対する啓発に関する事。</li> <li>3 学校医との連絡調整に関する事。</li> <li>4 臨時休校に関する事。</li> <li>5 所管施設における感染及び感染拡大防止に関する事。</li> </ul>
議会部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市議会議員との連絡調整に関する事。</li> <li>2 議員への情報提供に関する事。</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各発生段階における搬送・連絡体制に関する事。</li> <li>2 収容医療機関の情報収集等に関する事。</li> <li>3 感染拡大期における消防・救急業務に関する事。</li> <li>4 市防災行政無線の運用に関する事</li> <li>5 所管施設における感染及び感染拡大防止に関する事。</li> </ul>
<p>上記事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各部が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 多治見市新型インフルエンザ等対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。</li> <li>2 新型インフルエンザに関する情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>3 新型インフルエンザに関する広報及び相談に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザの影響を受けることが予測される所管事業の調整に関する事。</li> <li>5 所管施設の新型インフルエンザに関連した運用、管理に関する事。</li> <li>6 対策本部その他関係機関との連絡調整、部内の連絡調整に関する事。</li> </ul>	

## II 各論

### 各対策項目の考え方及び取組み

#### 1 実施体制

##### (1) 準備期

###### 1-1 協議・意思決定体制の整備

- ・ 平時より、県が岐阜県感染症対策基本条例（以下「基本条例」という。）第10条で規定する感染症対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置するまでの間、市は新型インフルエンザ等の感染症への対策を推進するために県が設置する、市町村、医療関係団体、社会・経済関係団体等で構成する「新型インフルエンザ等対策推進協議会」に参加する。

###### 1-2 行動計画の策定・見直しや体制整備

- ・ 県の行動計画を踏まえ、市行動計画を策定する。行動計画の策定・見直しにあたり、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定し、必要に応じて改定する。
- ・ 市は、業務継続計画の策定・改定に当たり、県に対し必要な支援を求める。

###### 1-3 関係機関等との連携の強化

- ・ 県や医師会、医療機関、消防本部、近隣市町村等との連携を密にし、平時から訓練や研修等を通して、情報共有、役割分担、連携体制を確認する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換を始めとした連携体制を構築する。

###### 1-4 訓練・研修の実施

- ・ 市は、県が実施する、新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携等を確認する他の市町村・関係機関等と連携した実践的な訓練に参加し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。

##### (2) 初動期

###### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・ 県が特措法に基づく対策本部を設置した場合、市は必要に応じて、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進める。
- ・ 市は、必要に応じて、準備期における想定を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

###### 2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・ 機動的かつ効果的な対策の実施のため、対策に要する経費について、国や県からの財政支援の検討及び活用のほか、地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

### **(3) 対応期**

#### **3-1 協議・意思決定体制の拡大・見直し**

- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに市対策本部を設置する(特措法第34条第1項)。なお、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされた場合は、遅滞なく市対策本部を廃止する(特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条)。

#### **3-2 総合調整・指示**

- ・ 市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う(特措法第36条第1項)。
- ・ 市は、県が行う新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対し、必要があれば意見の申し出を行う(特措法第24条第2項)。

#### **3-3 職員の派遣・応援への対応**

- ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市の事務の全部及び大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### **3-4 必要な財政上の措置**

- ・ 機動的かつ効果的な対策の実施のため、対策に要する経費について、国や県からの財政支援の検討及び活用のほか、地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等対策を適切に実施するため、国内外の発生状況やワクチン等の情報を速やかに入手する。県と県医師会が運用する「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」のほか、国が実施する各種サーベイランスにより感染状況の把握を行うとともに、市内医療機関や学校、保育園・幼稚園、社会福祉施設などから情報を収集する。
  - ◇ [学校等欠席者・感染症情報システム関係](https://www.gakkohoken.jp/system_information/)
  - ◇ [岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム](https://infect.gifu.med.or.jp/influ/influcondition/)
  - ◇ [インフルエンザ\(総合ページ\) | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html)
- ・ 有事に備え、県より提供される新型インフルエンザ等に関する情報を迅速かつ効率的に収集する。
- ・ 県より提供される、情報収集の結果及び分析結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するように努める。
- ・ 市は市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口等が設置できるよう準備する。
- ・ 相談窓口の体制を強化し、国・県より提供される Q&A 等を活用して、市民からの相談等に対応する。
- ・ 県から新たな感染症が発生したことの公表があった場合は、国や県が連携し、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、提供をうける。
- ・ 情報等の公表にあたっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

「サーベイランス」とは、体系的かつ統一的な手法で、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を継続的に収集・分析すること。

- ・ 市は、県や国及び国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security。以下「JIHS」という。)等で連携し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の提供を受け、共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。
- ・ 必要に応じ、県内に居住する新型インフルエンザ等の患者又は、新感染症の所見がある者の数、当該者の居住する市町村名、当該者がこれらの感染症の患者又は所見のある者であることが判明した日時のほか厚生労働省令で定める情報の提供を県より受ける。

**(1) 準備期****1-1 感染症に関する情報提供・共有****(1) 市における情報提供・共有について**

- ・ 地域における市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組みに関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。
- ・ 準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた、リスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

**(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について**

- ・ 市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考えられる。

**(3) 平時における情報提供・共有**

- ・ 平時から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、県からの情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ・ 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の各種対策について、市ホームページや広報紙等により、継続的に情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策、予防やまん延防止に関する情報などを広報紙、防災行政無線、ホームページ、FMラジオ、ケーブルテレビ等多様な媒体を用いて提供する。提供する情報の内容については、プライバシーの保護や公益性に十分配慮して伝えることが重要である。
- ・ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいこと、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健所や市の福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について、県より情報提供・共有を受ける。

**1-2 双方向コミュニケーションの体制整備**

- ・ 市は、国、県から提供される Q&A 等を活用し、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置できるよう準備する。

## **(2) 初動期**

### **2-1 感染症に関する情報提供・共有**

#### **(1) 市における情報提供・共有について**

市においては、国の取組みに関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### **(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について**

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーション含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことがあり得る。

### **2-2 双方向コミュニケーションの実施**

- ・ 市は、国・県から提供される Q&A 等を活用し、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する。

## **(3) 対応期**

### **3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有**

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を、県と共有する。
- ・ 市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。
- ・ 市民に対し、県内・市内の発生状況や感染対策、感染した場合の対応（受診の方法等）について、あらゆる広報媒体を活用して情報提供を行う。なお、市内の発生状況を公表する場合には、患者個人が特定されないように配慮するとともに、風評被害等が生じないよう冷静な対応を呼びかける。
- ・ 情報の公表にあたっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

### **3-2 双方向コミュニケーションの実施**

- ・ 市は、初動期に設置した相談窓口等において、国・県より提供される Q&A 等を活用して、引き続き市民からの相談等に対応する。

## 5 水際対策

\* 県行動計画より抜粋

- ・ 国が講ずる水際対策に協力することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保するため、保健所等との必要な協力を行う。
- ・ 市は、帰国者等に関する情報のほか、水際対策の強化や緩和等の情報提供・共有を県から受ける。

## 6 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、個人対策や地域・職場対策など複数の対策を組み合わせで行うが、それらの対策が個人の行動を制限したり、社会・経済活動に影響を与えたりすることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、対策を実施する必要がある。

手洗い・うがい・マスクの着用、また、自らが患者となった場合には外出を控えるなど個人レベルでの感染予防対策が基本となるため、その周知を図るとともに、学校や職場、社会福祉施設等における感染予防対策を強化する。

地域対策では、特措法第 45 条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出自粛要請や学校・施設・興行場など使用制限等の要請を行った場合、その周知徹底を図る。

新型インフルエンザ等の患者や濃厚接触者への対策として、当該者からの新たな感染を防ぐため、保健所や医療機関と連携し、感染症法に基づく入院措置や外出自粛などの措置を実施する。

### (1) 準備期

#### 1-1 平時における対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ・ 避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認する。

### (2) 初動期

#### 2-1 国内でのまん延防止対策の準備

- ・ 国の要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ・ 市民に対し、インフルエンザの基本的な感染予防対策（手洗い、うがい、マスクの着用等）の周知徹底を図る。
- ・ 保育園、幼稚園、小中学校、福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。
- ・ 公共施設等の感染予防対策を進める。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等感染の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応について県と連携し準備を進める。

#### 2-2 避難所でのまん延防止

- ・ 感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、県や国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、県より避難所運営において必要な範囲で、患者情報の提供や避難所運営の支援を受ける。

### **(3) 対応期**

#### **3-1 まん延防止対策の実施**

- ・ 特措法に基づく、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による外出自粛や休業要請等の強度の高い措置を講じることも含め、医療ひっ迫を回避し、市民の生命と健康を保護するとともに、市民の生活・社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

#### **3-2 患者や濃厚接触者への対応**

- ・ 県と協力し、濃厚接触者への健康観察のための体制整備や、新型インフルエンザの場合、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。

#### **3-3 患者や濃厚接触者以外の市民への対応**

- ・ 市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨する。
- ・ 市は、国、県が提供する、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の情報を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を受ける。

#### **3-4 避難所におけるまん延防止**

- ・ 感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、初動期に引き続き、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、必要な範囲で患者情報の提供を受け、避難所の運営の支援を受ける。

**(1) 準備期****1-1 ワクチンの接種に必要な資材の準備**

- ・ 平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1: 予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。</p> <p>代表的な物品は以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

**1-2 ワクチンの流通に係る体制の整備**

- ・ 市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県、多治見市医師会、卸売販売業者、専門家等の関係者と協議の上、以下の①から③までの体制を整備する。
  - ① 卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
  - ② ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
  - ③ 県との連携方法及び役割分担
- ・ 実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行う。

また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、関係団体、医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

### 1-3 特定接種の体制整備

特定接種とは、特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活、国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う接種をいう。

この特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであり、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、市民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。

国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておくこととしている。

なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行うこととしている。

以上を踏まえ、県は、平時から迅速な特定接種を実現するための準備を行う。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員への特定接種は、県及び市が主体となることから、原則として集団的な接種を実施することを想定し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。

### 1-4 住民接種の体制整備

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法第6条第3項の規定により臨時に行う予防接種として、対象者及び期間を定めることとしている（特措法第27条の2第1項）。

市民に接種する際の接種順位については、我が国の将来を守ること、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとしている。

また、住民接種の実施主体は、市町村又は県とされているが、全県民を対象とする住民接種を実施する場合においては、市において接種体制を構築の上、市民の接種を実施することとし、県は管内の市町村の状況を踏まえ、必要に応じ、大規模接種会場等、補充的に接種機会を設けるという役割分担が基本となる。

以上を踏まえ、平時から以下の(1)～(3)のとおり、迅速な住民接種を実現するための準備を行う。

(1) 市は国・県等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る（予防接種法第6条第3項）。

① 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、多治見市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- a. 接種対象者数
- b. 地方公共団体の人員体制の確保
- c. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- d. 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- e. 接種に必要な資材等の確保
- f. 国・県及び市町村間や医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- g. 接種に関する住民への周知方法の策定

② 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市または県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2:接種対象者の試算方法の考え方

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)$ $=H$

③ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は多治見市医師会等の協力を得てその確保を図る。

④ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起らないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

- (2) 市は、円滑な接種の実施のため、システム等を活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。
- (3) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

なお、新型コロナにおいては、重症化リスクの大きさ、ワクチンの供給量等から、医療提供体制を確保するため医療関係者を先行し、次いで市民への接種を優先する考えに立ち、特定接種の枠組みではなく、予防接種法の臨時接種の特例として、①医療従事者、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者等、④それ以外の者に順次接種を行った。

### 1-5 市の関係部局との連携

- ・ 予防接種対策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の関係部局との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。
- ・ 児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会や学校等を通じて、必要に応じて予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める。

### 1-6 ワクチンに対する理解促進

予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方、接種後の副反応や健康被害等の情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の正しい理解を促す。

### 1-7 DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

## (2) 初動期

### 2-1 国からの情報収集

- ・ 市は、県が把握した、国からワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集し、共有する。

### 2-2 接種体制の構築

- ・ 特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2-3 接種に携わる医療従事者の確保

- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は多治見市医師会の協力を得て、その確保を図る。
- ・ 市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、多治見市医師会、看護協会、多治見市薬剤師会等と連携し、医療関係者に対して接種に携わる医療従事者の確保のため、必要な協力の要請又は指示を行う(特措法第31条第3項及び第4項)。

### 2-4 ワクチンの接種に必要な資材の確保

- ・ 市は、ワクチン接種において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-5 住民接種の接種体制

- ・ 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム等を通じて、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・ 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理等を担う部署等も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。
- ・ 予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び市関係部局とも連携を図り実施する。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は多治見市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ・ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、多治見市医師会等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数の接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じて保健所や保健センター等の公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ・ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局と連携し、接種体制を構築する。

- ・ 市は、医療機関等以外の臨時接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討する。
- ・ 医療機関等以外の臨時接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。  
《 具体的な医療従事者数の例：1チーム 》
  - ・ 予診を担当する医師 1名
  - ・ 接種を担当する医師又は看護師 1名
  - ・ 薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等 1名
  - ・ 接種後の状態観察を担当する者（看護師等の医療従事者が望ましい） 1名
  - ・ その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行など（事務職員等）
- ・ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックや痙攣等の重篤な副反応が見られた際に、応急治療ができるための救急処置用品について、適切な管理を行うこと。  
また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医療機関、消防機関等の協力を得られるよう、連携体制を構築する。
- ・ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ・ 感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、一定方向の流れを作ることや、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう配慮する。

### **(3) 対応期**

#### **3-1 ワクチンや必要な資材の供給**

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### **3-2 接種体制の確保**

- ・ 初動期に整備した接種体制に基づき接種を行う。

### 3-3 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる、地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-4 住民接種の実施

#### ① 住民接種体制の構築

- ・ 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

#### ② 接種に関する情報提供・共有

- ・ 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ・ 市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

#### ③ 接種体制の拡充

- ・ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### ④ 接種記録の管理

- ・ 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステム等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### ⑤ 健康被害・副反応への対応

- ・ 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ・ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ・ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者からの相談等への対応を適切に行う。

### 3-5 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

## 8 医療

\* 県行動計画より抜粋

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予測されるため、医療人材や病床等、地域の医療資源に限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び保健医療計画に基づき、県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結し、有事における感染症に対する医療と通常医療の提供体制の確保を行う。また、平時から、県が設置する連携協議会を活用するとともに、県の実施する医療機関、医療従事者等を交えた訓練や研修を通じて、有事における地域の医療提供体制の確保、各医療機関の役割の明確化、関係機関間の連携の強化を図る。

市は県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、県と協力し、地域の医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

## 9 治療薬・治療法

\* 県行動計画より抜粋

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに確立された有効な治療薬や治療法を普及させることが重要である。そのため、県が国やJIHSから収集する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関や医療従事者等、市民等に対して迅速に提供・共有するための体制の整備に協力する。

また、市民に対し、パニックを起こさず冷静に対応するよう周知する。

## 10 検査

\* 県行動計画より抜粋

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、国が定めたその病原体の検出手法、診断に有用な検体採取の部位や採取方法により、迅速かつ的確に検査を行うことができる体制を構築する必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。そのため、平時から関係機関と連携し、県の実施する研修や訓練に参加する。
  - ・ 国内での新型インフルエンザ等の発生時には、適切な検査の実施により患者を早期に発見し、適切な医療提供につなげ、感染拡大を防止できるよう、県と連携を取り、市民生活及び地域経済への影響を最小限にとどめる。
  - ・ 県が提供する、流行状況の把握やリスク評価に基づき、検査の目的や検査実施体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等にわかりやすく提供し共有する。
- また、特措法によらない基本的感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う対応について、市民に対し情報提供・共有をする。

**(1) 準備期****1-1 人員の確保**

流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所及び県等からの応援職員、IHEAT要員、他市町村からの応援派遣等、感染症有事体制を構成する人員確保の体制を確保するため、県へ応援派遣の要請を検討する。

**1-2 業務体制の整備**

県の実施する感染症危機発生時に備えた研修や訓練へ参加し、県からの協力依頼に備え、健康観察を実施できるように体制を整備する。

**1-3 連携体制の構築**

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、県の開催する連携協議会等を活用し、平時から保健所等の関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を構築する。
- ・ 有事に感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

**(2) 初動期****2-1 有事体制への移行準備**

- ・ 県及び保健所設置市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画及び健康危機対処計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行の準備を行い、本庁及び県事務所は、応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保、保健所は受入れの準備を進めるため、市は、応援派遣要請を受け協力する。

**2-2 リスクコミュニケーション**

保健所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行う、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染症についての情報共有や相談等の市民へのリスクコミュニケーションを行う。

**(3) 対応期****3-1 有事体制への移行**

県や保健所設置市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画及び健康危機対処計画に基づく保健所の感染症有事体制へ速やかに移行するため、応援職員の派遣要請等があった場合、市は派遣要請を受け協力する。

### 3-2 感染対応業務の実施

準備期に整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、県等と連携するとともに、医療機関等の関係機関、消防機関等の関係機関とも連携して感染症対応業務を実施する。

### 3-3 健康観察及び生活支援

- ・ 市は、県より要請のあった場合は、県が実施する健康観察に協力する。
- ・ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

### 3-4 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ・ 県より、保健師等の職員を派遣するよう依頼があった場合は、可能な範囲で協力する。
- ・ 特措法によらない、基本的な感染症対策への移行に伴い、留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し丁寧に情報提供を行う。

12

物資

#### (1) 準備期

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

#### (2) 初動期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

市は、行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資の備蓄状況を確認しながら、十分な量の確保に努める。

#### (3) 対応期

市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を随時行う。

インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携し、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、不足物資の供給に関し相互に協力するよう努める。

**(1) 準備期****1-1 情報共有体制の整備**

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

**1-2 支援の実施に係る仕組みの整備**

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

**1-3 物資及び資材の備蓄**

- ① 市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と兼ねることができる。
- ② 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

**1-4 生活支援を要する者への支援等の準備**

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

**1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備**

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置出来る施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

**(2) 初動期****2-1 事業継続に向けた準備等**

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合には、関係機関等との意見交換等を通じて、各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討し、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に向けた準備を講じる。

**2-2 遺体の火葬・安置**

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### (3) 対応期

#### 3-1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### ① 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### ② 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### ③ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### ④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・県及び市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・県及び市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・県及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき適切な措置を講ずる。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

##### ⑤ 埋葬・火葬の特例等

市は、県を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

#### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

##### ① 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

##### ② 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

## 【資料】

○多治見市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、多治見市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集するものとする。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成25年規則第36号により、平成25年4月13日から施行)

## 【用語集】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）  
全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となる恐れのある、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることを目的とする法律。
- 新型インフルエンザ等  
感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 指定（地方）公共機関  
特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
- 指定公共機関  
災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共機関及び公益的の事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。
- 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム  
2009年の新型インフルエンザの流行を踏まえ、岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県医師会が協力し、県内での感染症の流行状況をいち早く把握し、市民に分かりやすく伝えることを目的に構築した、岐阜県独自の感染症サーベイランスの仕組み。
- 基本的対処方針  
特措法第18条の規定に基づき、国が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
- 業務継続計画（BCP）  
不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
- 緊急事態宣言  
特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
- 健康観察  
感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

● 緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

● 健康被害救済制度

予防接種の副反応による健康被害は極めて稀であるが、予防接種法に基づく予防接種によって健康被害が生じ、予防接種との因果関係があると厚生労働大臣が認定したときに、救済（医療費・障がい年金等の給付）を受けられる制度。

● サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

● リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

● パンデミックワクチン

流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

● EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）

エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。

①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

● IHEAT 要員

地域保健法第21条に規定する業務支援員。「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。